令和６年度

尼崎市文化功労賞

推薦要領

締切日　**令和６年７月１２日（金）**

【推薦方法】

1. 推　薦　書　「尼崎市文化功労賞候補者推薦書」による
2. 募 集 期 間　令和6年6月12日(水)～7月12日(金)＜必着＞
3. 提　出　先　尼崎市昭和通2丁目7－16(〒660-0881)

(公財)尼崎市文化振興財団　美術課美術担当

ＴＥＬ：06－6487－0806

ＦＡＸ：06－6482－3503

Eメール：bunka@archaic.or.jp

「尼崎市文化功労賞」表彰要綱

１．目　　的

この表彰は、尼崎市内において、文化活動に永年従事し、特に功労があった者を讃えることによって、市民文化の向上発展をはかることを目的とする。

２．名　　称

尼崎市文化功労賞（以下「功労賞」という。）と称する。

３．表彰基準

尼崎市内において、各種文化活動に永年従事し、市民文化の向上に貢献したと認められる者のうちで、次の要件を満たすもの。

（１）文化活動に指導的立場として30年以上従事している者。

（２）尼崎市内に居住している者又は尼崎市内の会社、事業所等に勤務している者。

活動分野

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他

４．選考方法

（１）公募（他薦に限る。）を原則とし、表彰基準に該当する者を推薦しようとする者は、別に定める「尼崎市文化功労賞候補者推薦書」にて申し出る。

（２）表彰を受ける者は、前項の候補者の中から選定する。

（３）市長は前項の選定にあたって、公正かつ適切に行うため、功労賞選考会の意見を聞いて決定する。

（４）功労賞選考会は、公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）により文化芸術に精通した5人以内の委員で組織されるものとする。

（５）委員の任期は2年とする。ただし再任することを妨げない。再任による任期は最長で5期10年までとする。

５．表　　彰

（１）この表彰は、市及び財団が協働で年1回行う。

（２）被表彰者に、表彰状及び記念品を贈る。

（３）被表彰者は、3人以内とする。

６．文化功労特別賞

市長は文化に関し全国的に水準の高い賞を受賞した者等で、市民文化の向上に多大な貢献をした者に対し、表彰基準の(1)の要件にかかわらず文化功労特別賞を贈ることができる。

文化功労特別賞の被表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。

７．そ の 他

この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は市長が別に定める。

付　　則

この要綱は、昭和46年9月7日から施行する。

令和5年5月30日　　最終改正